

別添 7

検査において基準を超える等の異常値を確認した場合の措置

農林水産省は、モニタリング検査において、基準を超える等の異常値を確認した場合には、速やかに厚生労働省、都道府県等衛生部局及び都道府県水産部局と産地又は出荷元となる魚介類及び養殖場を特定するために必要な情報及び検査結果の詳細を共有し、以下の1. 又は2. のいずれかの措置を連携して講じる。

農林水産省は、同一ロット品の輸出が確認されるなど、EU当局への連絡が必要と判断した場合には、速やかに連絡する。

1. 別添6のAに掲げる物質に係る異常値を確認した場合

(1) 同一ロット品のEUへの輸出の有無を確認するとともに、以下を実施する。

- ① 当該物質の検出原因を特定するための産地又は出荷元となる養殖場に関する調査
- ② 必要に応じて、製造、取扱、保管、輸送、投与、流通又は販売の各段階において、検出原因を特定するための調査
- ③ その他必要な調査

(2) 養殖場由来の魚介類について異常値が確認された場合は、検体が採取された養殖場に由来する魚介類の範囲を特定するとともに、(1)の調査結果が判明するまで、養殖場由来の魚介類は全てEU向けに輸出されないよう措置を講じる。

(3) (1)の調査により別添6のAに掲げる物質の使用が判明した場合には、

- ① (2)において特定した範囲の魚介類が、EU向けに輸出されないよう措置を講じるとともに、
- ② (2)において特定した範囲の魚介類からサンプリングを行い、検出物質に係る検査を実施する。

2. 別添6のBに掲げる物質に係る異常値を確認した場合

(1) 使用が認められている物質又は製品及び環境汚染物質について、EUにおける基準値を超える量を検出した場合、同一ロット品のEUへの輸出の有無を確認するとともに、産地又は出荷元となる養殖場に対し、基準値超過の原因究明のための調査を実施する。

(2) (1)の調査結果に基づき、改善が確認されるまでの間、魚介類がEU向けに輸出されないための措置を講じる。